

## 社会福祉法人奥出雲町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第 1 条 社会福祉法人奥出雲町社会福祉協議会役員、評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第 2 条 役員等には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

### (費用弁償)

第 3 条 役員等が出勤したときは、費用弁償を支給する。

### (報酬及び費用弁償の額)

第 4 条 報酬及び費用弁償の額については、別表のとおりとする。

### (支給方法)

第 5 条 報酬及び費用弁償の支給方法については、職員の例による。

### (その他)

第 6 条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行う。

### (附則)

- ・この規程は、平成 17 年 7 月 29 日から施行する。
- ・この規程は、平成 19 年 10 月 24 日から一部改正施行する。
- ・この規程は、平成 23 年 3 月 16 日に一部改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- ・この規程は、平成 28 年 12 月 14 日に一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

### ■別表

区分	報酬の額	費用弁償の額
会長	5,000 円/日	1,800 円/日
会長以外の役員	3,000 円/日	1,800 円/日
評議員	なし	1,800 円/日